

特許権	判決年月日	令和2年1月21日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10163号		
○ 訂正は適法で、訂正後の発明は、引用発明から容易に想到できたものではないと判断された事例。				

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法29条1項3号, 2項, 134条の2第1項, 9項, 126条5項, 6項

(関連する権利番号等) 特許第3909365号

(審決) 無効2017-800139号

判決要旨

1 本件は、被告が有する発明の名称を「梁補強金具およびこれを用いた梁貫通孔補強構造」とする発明に係る本件特許権につき、特許無効審判請求をした原告が、本件訂正を認めた上で請求不成立とした本件審決の取消しを求める訴訟である。

原告は、取消事由として、訂正要件の判断の誤り及び進歩性の判断の誤りを主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

(1) 取消事由1(訂正要件の判断の誤り)

訂正事項1は、訂正前の請求項1の「梁補強金具」において、「フランジ部」を形成することにつき、「外周部の軸方向の片面側」と特定されているものから、「前記外周部の軸方向の片面側の端部に形成し、前記梁補強金具の軸方向の前記片面側の面は、前記梁補強金具の内周から前記梁補強金具の前記外周部の一部である前記フランジ部の外周まで平面である」ものとしたものであるところ、かかる訂正は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであり、かつ、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものではない。

また、本件明細書の記載によれば、訂正事項1は、願書に添付した明細書及び特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内の訂正である。

(2) 取消事由2(引用発明1に基づく進歩性判断の誤り)

ア 引用発明1の認定について

引用例1の記載事項並びに第4図及び第5図を参照すると、引用例1には、裏当て体3aを、厚肉鋼管2の軸方向の片側にずらして形成するという技術的思想が開示ないし示唆されているとは認められないから、引用発明1の認定に誤りはない。

イ 相違点2の容易想到性

引用発明1は、薄肉の鋼管を梁鉄骨のウェブに設けた貫通孔に挿入して溶接により固着し、貫通孔の周辺のウェブ両面に補強プレートを溶接により固着する従来技術において、溶接量と部品点数を少なくし、加工や品質管理をしやすくすることを目的として、貫通孔を貫通する厚肉鋼管2の外周部の中央部をウェブ1aに溶接固着する際に、その片面からリング状の裏当て

体 3 a を一体形成して当接する構成を採用したものである。したがって、引用発明 1 の裏当て体 3 a (フランジ部) が厚肉鋼管 2 と一体に形成される部位は、溶接部位である厚肉鋼管 2 のほぼ中央部であり、引用例 1 には、これを端部に設けることについて記載も示唆もない。そうすると、引用発明 1 には、裏当て体 3 a を外周部の軸方向の片面側の端部に設ける構成を採用する動機付けがないというべきである。

フランジが種々の分野で用いられていること自体は周知技術であるとしても、相違点 2 に係る構成を記載ないし示唆する文献はなく、引用発明 1 の技術分野において、フランジ部を端部に形成することが周知技術であったとは認められない。

よって、引用発明 1 について、相違点 2 に係る構成を容易に想到することはできない。

(3) 取消事由 3 (引用発明 2 に基づく進歩性判断の誤り)

引用発明 2 は、スリーブ管の幅・肉厚を変えた試験体を用いて、そのせん断及びせん断+曲げ耐力を実験的に調査した結果等を開示するものであり、そもそも梁補強金具の外周にフランジ部がないことを前提とした技術であって、そのスリーブ管にフランジ部を設けることの記載も示唆もないから、梁補強金具の外周にフランジ部を設ける構成を適用して、フランジ部を設ける動機付けはない。

仮に甲 1～3 に記載された事項を適用してフランジ部を設けたとしても、フランジを設けた方面側が面一に形成されるものではないから、相違点 3 に係る構成には至らない。

フランジが種々の分野で用いられていること自体は周知技術であるとしても、相違点 3 に係る構成を記載ないし示唆する文献はなく、引用発明 2 の技術分野において、フランジ部を端部に形成し、当該面を梁補強金具の内周から外周部の一部であるフランジ部の外周まで平面である構成とすることが周知技術であったとは認められない。